

令和2年7月17日

広島市議会議長  
山田春男様

提出者  
広島市議会議員

竹田康律 藤田博之  
桑田恭子 沖宗正明  
馬庭恭子 定野和広  
伊藤昭善

議員としての政治倫理の遵守に向けての決意を表明する決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

議員としての政治倫理の遵守に向けての決意を表明する決議案

広島市議会基本条例の第6条には、議員の政治倫理として「議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めるものとする。」となっている。政治倫理とは、公正、公平に行動するために政治家が持たねばならない良識と高潔を基礎とした行動規範である。今回、河井克行衆議院議員と河井案里参議院議員が、公職選挙法違反（買収）で逮捕・起訴され、この事件に關係する議員について、連日マスコミ報道されている。議員は公人であり、有権者への説明責任がある。今こそ、自らの政治生命を懸けての十分な説明を行うべきだと考える。

しかし、いまだ具体的に説明責任を果たそうという姿勢と反省が見えない議員がいることにより、市民の政治不信が強まっている。一体どれだけの議員がこの事件に関わっているのか、現在明らかにできていない。

よって、私たち、広島市議会議員は、政治倫理を遵守し、公人として市民への説明責任があることを強く認識し行動することにより、市民からの信頼回復に向けて全力を尽くすことを表明する。

以上、決議する。

令和2年7月 日  
広島市議会